

「薬剤師のための保健教育と保健管理」研修会報告

平成24年6月3日(日)の総会終了後に兵庫教育大学大学院学校教育研究科の鬼頭英明教授を招聘し「薬剤師のための保健教育と保健管理」についてご講演頂きました。

A. 保健教育について

1. 学習内容の比較

- ①小学校は、生徒により理解力の差が大きいので、自然治癒力を中心に教える。
- ②中学校は、保健・医療機関や医薬品の有効利用を教える。
 - ア. 地域には、人々の健康の保持増進や疾病予防の役割を担っている保健所・保健センター・医療機関などがあることを理解できるようにする。
 - イ. 健康の保持増進と疾病の予防には、各機関がもつ機能を有効に利用する必要があることを理解できるようにする。
 - ウ. 医薬品には、主作用と副作用があることを理解できるようにする。
 - エ. 医薬品には、使用回数・使用時間・使用量などの使用方法があり、正しく使用する必要があることについて理解できるようにする。
- ③高等学校は、地域の保健・医療機関の活用を教える。
 - ア. 医薬品には、医療用医薬品と一般用医薬品があることを理解できるようにする。
 - イ. 承認制度により、有効性や安全性が審査されていること及び販売に規制があることを理解できるようにする。
 - ウ. 疾病からの回復や悪化の防止には、個々の医薬品の特性を理解した上で使用方法に関する注意を守り、正しく使うことが必要であることを理解できるようにする。
 - エ. 副作用については、予期できるものと、予期することが困難なものがあることにも触れるようにする。

2. 学校薬剤師の薬教育との関わり

- ①サポーターとしての役割
 - ア. 教材・資材の提供
剤形の異なる医薬品のサンプル・空箱(外箱)・説明書(添付文書)・模型などは、有用な教材となる。
 - イ. 指導案への助言
学習指導要領に基づく「医薬品」に関する授業を担う保健体育科教諭に、指導の基となる関連情報や用法・用量など医薬品の正しい使い方に関する具体例など指導案の作成段階から助言することが可能である。

②保健体育科教諭との T.T (ティームティーチング)

保健体育科教諭と学校薬剤師等がそれぞれの役割を決めた上で T.T による授業を実施することは、効果的であります。授業では、保健体育科教諭が授業の進行を主導し、あらかじめ打ち合わせしておいた実験や質問(例えば、血中濃度・体内動態等)を学校薬剤師が解説し、また生徒からの質問に対しては、学校薬剤師が回答するような流れが考えられます。

B. 保健管理について

学校環境衛生の目的は、健康の維持増進・疾病障害からの保護・学習効率の向上を図る事・清潔で美しく・快適な生活が出来る環境を図る。情操の陶冶を図る等があげられます。以前より文部省体育局長裁定の旧ガイドラインにより、「学校環境衛生の基準」が実施されていましたが、定期検査項目は、完全実施されていない状況でした。そこで旧学校保健法の規定に基づき

定められていた「学校環境衛生の基準」が新たに学校保健安全法の規定に基づき「学校環境衛生基準」として新基準が告示で定められ施行されています。

学校環境衛生の管理には、学校保健安全法の規定により定められた「学校環境衛生基準」により決められた日常点検と定期点検及び臨時点検があります。日常点検は、学級担任・教科担任・園長・校長・学長・副校長・教頭・養護教諭等がおこないます。定期検査は、学校薬剤師・検査機関・保健主事・養護教諭等がおこないます。臨時点検は、園長・校長・学長・副校長・教頭・養護教諭・学校医・学校薬剤師等がおこないます。実際に学校において検査する時には、新訂「学校環境衛生基準」解説と「学校と学校薬剤師 2011」が、日本学校薬剤師会により編集され出版されており検査項目・基準等も細かく解説されていますので、ぜひ参考にして下さい。

また、学校の環境衛生に関して、①「学校の設置者は、学校環境衛生基準に照らしてその設置する学校の適切な環境の維持に努めなければならない」②「校長は、学校環境衛生基準に照らし学校の環境衛生に関し適正を欠く事項があると認めた場合には、遅滞なく、その改善のために必要な措置を講じ、又は当該措置を講じることができないときは、当該学校の設置者に対し、その旨を申し出るものとする」という規定が設けられているので、事後措置は重要になります。指導助言を求められた時は、事後措置についての具体例が解説されている上記解説書等を参考に活用して下さい。



鬼頭英明先生